

裁判年月日 令和 3年 6月17日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決
事件番号 令2 (ワ) 29037号
事件名 発信者情報開示請求事件
文献番号 2021WLJPCA06178013

埼玉県朝霞市 (以下省略)

原告	学校法人 X 学園
同代表者理事長	A
同訴訟代理人弁護士	神田知宏
東京都豊島区 (以下省略)	
被告	株式会社 Y
同代表者代表取締役	B
同訴訟代理人弁護士	名古屋聡介
同訴訟復代理人弁護士	井原翔太郎

主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。

第2 事案の概要

本件は、原告が、インターネット上のウェブサイトにもされた投稿によって人格権を侵害されたとして、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (以下「法」という。) 4条1項に基づき、法2条3号の特定電気通信役務提供者である被告に対し、当該投稿に係る発信者情報の開示を求めた事案である。

- 1 前提事実 (当事者間に争いが無い、弁論の趣旨により容易に認められる事実)

(1) 原告は、a 幼稚園を運営する法人である。

被告は、電気通信事業等を目的とする株式会社である。

(2) 氏名不詳者 (以下「本件発信者」という。) は、ウェブサイト「〇〇」 (以下「

本件サイト」という。)において、別紙投稿記事目録記載1及び2の投稿(以下「本件各投稿」という。)を行った。

(3) 本件各投稿は、法2条1号の「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」に該当する。

被告は、本件各投稿が経由した電気通信設備一式を用いる法2条3号の「特定電気通信役務提供者」に該当し、本件各投稿に係る発信者情報として、別紙発信者情報目録記載の情報を保有している。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 争点1 (権利侵害の明白性)

【原告の主張】

ア 本件各投稿を行うことが、原告の名誉権を侵害すること

本件各投稿には、「教職員が不足してて保育が行き届かなくて」との記載(以下「本件記載1」という。)がある。本件記載1は、本件サイトの一般閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方を基準にすると、原告の運営するa幼稚園では子供を見る教職員が不足しているとの事実を摘示していると読めるから、原告の社会的評価を低下させるものであって、その投稿行為は原告の名誉権を侵害する。

また、本件各投稿には、「インフルでも発表会に来いと言われ」との記載(以下「本件記載2」という。)がある。本件記載2は、本件サイトの一般閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方を基準にすると、原告の運営するa幼稚園では、インフルエンザにり患しても発表会に来るよう指示していると事実を摘示していると読めるから、原告の社会的評価を低下させるものであって、その投稿行為は原告の名誉権を侵害する。被告は、Facebookや本件サイトへの他の投稿により上記摘示事実に関する原告の社会的評価が下がっていたから、本件各投稿によって改めて社会的評価が下がることはないと主張するが、他の投稿で原告の社会的評価が下がっていたとしても、閲覧者層が完全に重なっておらず、また、社会的評価を低下させる記載を強調したものである以上は、更なる社会的評価の低下はある。

なお、被告は、本件サイトは、匿名で自由に投稿されるものであり、閲覧者が投稿内容をそのまま信じることは通常考え難いと主張するが、匿名投稿であることは、社会的評価の低下を否定する理由にはならない。また、本件発信者は、元保護者である自己の経験に基づき、掲示板の趣旨に従って投稿しただけである旨陳述(乙1の2)するが、体験なら何でも書いて良いわけではないし、口コミが違法となることはあり得る上、本件発信者が真実元保護者であるとは限らないのであるから、失当である。

イ 本件各投稿を行うことに、違法性阻却事由がないこと

本件各投稿は1分後に同じ文章が異なる投稿者名で入力されており、送信ミスではなく悪意がある。また、幼稚園なのに「保育」と表現しており、保育園用に作った文章を流用したものであって、公益目的が否定される。

原告の運営するa幼稚園では、文部科学省の求める水準を満たしているから、教職員が不足しているとはいえ、本件記載1は反真実である。また、同園ではインフルエンザにり患しても発表会に来るようにとの指示はしていないから、本件記載2は反真実である。

ウ 真実と信じるにつき相当の理由がないことについては、発信者情報開示請求の構造からして、要件とはならないというべきである。

【被告の主張】

ア 本件各投稿は原告の社会的評価を低下させず、その投稿行為は名誉権を侵害しないこと

(ア) 本件記載1について

本件サイトは、匿名で自由に、幼稚園その他の学校について口コミ投稿できるという、いわゆる学校情報サイトである。本件サイトのような情報サイトでは、掲載されている教育機関に関する投稿が無数になされており、閲覧者が投稿内容をそのまま信じるということは通常考え難い。加えて、幼稚園という教育機関に対する評価は、保護者が子供を介した伝聞に基づく評価にならざるを得ず、必然的に主観的評価になりやすく、閲覧者はこのことを十分に理解して閲覧している。本件各投稿を行うことが名誉権を侵害するか否かを判断するにあたっては、このような本件サイトの一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方を基準とすべきである。

この点、本件記載1は、a幼稚園では子供を見る教職員が不足しており、教育が行き届いていないとの本件発信者の主観的な論評にすぎない。本件サイトの一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方を基準にすれば、このような主観的評価をする者がいるとの記載といえるが、そのような記載によって原告の社会的評価が低下することはない。

(イ) 本件記載2について

原告の代表者であるA1ことA氏（以下「A氏」という。）は、本件各投稿以前から自身のFacebook上で、自らを「ドSビジネスプロデューサー」と称し、「日本最強の、学園を創る」「好きな言葉は『最強』です」「『冷えた体は、己の気合で温め直す』そんな、男子しか、ついてこれない旅であること、理解してくれ。」などの投稿をしている。これらの投稿により、A氏は高い肉体的・精神的負荷をかけることを教育方針とする園長であるとの社会的評価を受けているといえる。また、本件サイトには、本件各投稿以前に「園長のパワハラがあるらしいですよ！嫌いな子供はなんだかんだ言って辞めさせるとか！」という投稿もなされており、上記の社会的評価はますます強いものとなっている。これらを踏まえれば、A氏が園長を務めるa幼稚園も、園児に過度の肉体的・精神的負荷をかけることを教育方針とする幼稚園であるとの社会的評価をすでに受けていたといえる。

したがって、本件記載2の「インフルでも発表会に來い」という指示自体は、本件サイトの一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方を基準とすれば、原告の社会的評価を低下させることにはならない。

本件記載2は、「強靱なハートをお持ちの方ならいいと思います」という部分を修飾する関係にある。そうすると、本件記載2と上記部分の記載全体は、a幼稚園の前記教育方針に沿った者を勧誘するものとも読めるため、むしろ原告の利益になる発言である。

イ 本件各投稿を行うことについては、違法性阻却事由があること

本件各投稿は、以下のとおり、公共の利害に関する事実について、公益を図る目的をもってなされ、摘示された事実の重要な部分が真実であり、また意見・論評といえる部分について

ては人身攻撃に及ぶなど意見・論評としての域を逸脱していない。したがって、本件各投稿を行うことが名誉毀損に該当するとしても、その違法性は阻却される。

(ア) 公共性・公益目的があること

本件各投稿は、幼稚園という子供の教育現場に関する情報であるから、公共の利害に関する事項である。また、本件サイトは、前記ア(ア)のとおり、幼稚園その他の学校について口コミ投稿ができるといういわゆる学校情報サイトであり、その利用者の大多数は幼稚園その他の学校に子供を通わせている保護者である。そして、保護者にとって、本件サイトに掲載されている教育機関について、良い情報だけでなく、ネガティブな情報も収集できることは、自らの子供をどの幼稚園その他の学校に通わせるかを選択する際に非常に有益であり、ネガティブな情報を投稿すること自体は、専ら公益目的に出たものといえる。

原告は、幼稚園なのに「保育」と表現していることをもって、保育園用の文章を流用したものであるから公益目的が否定されると主張する。しかし、幼稚園において園児を教育することを「保育」と表現することは通常であるし、文章を流用したことによって公益目的が覆されるものではない。

(イ) 前提となる事実が真実であり、それに基づく意見・論評が人身攻撃に及ぶような意見・論評の域を逸脱したものとはいえないこと

a 本件記載1について

a 幼稚園は、30人前後のクラスが複数ある上、「スポーツ&イングリッシュ」という独自の教育内容を標榜しており、他の幼稚園以上に教職員の業務は多忙であるといえるから、文部科学省の求める水準を満たしていることをもって、a 幼稚園の保育内容を十分に果たすだけの教職員の人員が足りていることにはならない。実際に、a 幼稚園では、無資格者である保護者が依頼されて他の園児の世話をした、園児がトイレに行った際、先生を呼んだところ、「お友達におしりを拭いてもらって」と言われたことがあったなど、原告の教職員だけでは十分な保育を実施できない状態にあったのであるから、本件記載1の前提事実はその重要な部分において真実である。

そして、本件記載1は、本件サイトの一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方を基準とすれば、a 幼稚園に関する意見・論評と言えるところ、「不足して」「行き届かなくて」という主観的感想を述べる上で極めて穏当な表現にとどまっており、人身攻撃に及ぶような意見・論評の域を逸脱したものということとはできない。

b 本件記載2について

a 幼稚園で音楽発表会が開催された際、職員が「インフルでも熱が下がっているのであれば出席させてください」という電話を保護者にかけたことがある。また、a 幼稚園では「親子ウォーキング」という年中・年長クラスの園児とその保護者が12キロメートル歩く遠足や「魚を自分で獲れなければ、夜ご飯抜き」というサマースクールが実施されており、実際にご飯抜きとなった園児がいるなど、肉体的・精神的に過酷な行事が行われていた。したがって、本件記載2の前提事実はその重要な部分について真実であるといえる。

また、本件記載2は、「インフルでも発表会に来いと言われて行ける強靱なハートをお持ちの方ならいいと思います」という記載の一部であり、意見・論評の一部ということができ

る。その表現は主観的感想を述べる上で極めて穏当なものにとどまっており、保護者が園の教育方針に従った教育方針を持っていればよいとの論評をするものにすぎず、人身攻撃に及ぶような意見・論評の域を逸脱したものではない。

ウ 真実と信ずるについて相当な理由があるため、その故意若しくは過失が否定されること

(ア) 本件記載1について

A氏は、自身のFacebook上で、「【求む！至難に挑戦する男子】」と題して、「おかげさまで、今期に続き、来期も募集定員80名いっぱいとなりました。」「しかしながら、目指すべき領域はるか遠く、未だにスタート地点から数歩です。」「そこで、我々と一緒に、至難の道を歩んでくれる男子を募集します。」「幼児指導に自身や興味がある！熱い想いがある！そんな方がいましたら、ぜひ一度応募ください。」などと投稿している。また、前記イ(イ)aのとおり、a幼稚園では、無資格者である保護者が依頼されて他の園児の世話をしたり、園児がトイレに行った際、先生から友達におしりを拭いてもらうよう指示されたりした。これらの事実から、本件発信者において、a幼稚園の教職員の数が不足していると信じることは合理的である。

(イ) 本件記載2について

A氏は、自身のFacebook上で、以下のような投稿を行っている。「DSビジネスプロデューサー」と自称する。「日本最強の、学園を創る」「これからの10年は、さらに実際の学校法人を『最強』にします。」「好きな言葉は『最強』です」「クールでダンディな社会人になるはずが、『最強ヤッホー!』のままでした。」「今日も元気に『最強最強』と言っています。」「当学園の敵排除力も日本最強です。」などと「最強」という言葉に固執する。a幼稚園を含む原告の教職員を募集する投稿において「至難の旅である」「『俺は一向に構わん』『公務員の都合なんて知らん』『冷えた体は、己の気合で温め直す』そんな、男子しか、ついてこれない旅であること、理解してくれ。」などと、身体の不調をおして行動することが重要であると述べる。「X学園では、幼児の運動指導を世界基準で捉えている。」「未だに『運動前のストレッチしましょう』『水素水飲みましょう』などの、大手に多いトレーナーさん。残念ながら我々の旅にはついてこれない。」とも発言し、原告の教育内容として、園児の運動指導の際、準備運動や飲水をしない教育をしていることを自認している。

また、前記イ(イ)bのとおり、a幼稚園では、音楽発表会が開催された際、職員が「インフルでも熱が下がっているのであれば出席させてください」という電話を保護者にかけたり、「親子ウォーキング」という年中・年長クラスの園児とその保護者が12キロメートル歩く遠足を実施したり、「魚を自分で獲れなければ、夜ご飯抜き」というサマースクールを実施して実際にご飯抜きとなった園児が出たりしている。

これらの事実からすれば、本件発信者が、本件記載2の事実及び前提となる事実が真実であると信じたことについて相当の理由があるといえる。

(2) 争点2 (発信者情報開示を受ける正当な理由)

【原告の主張】

原告は、本件発信者に対し、人格権侵害差止請求及び不法行為に基づく損害賠償請求を行う予定である。

【被告の主張】

原告に訴訟提起目的があることは否認する。

原告の代表者であるA氏は、Facebook上で他人を過度な表現を用いて攻撃している。そのため、発信者情報が開示された場合には、取り返しのつかないことになるといえ、原告の請求に、発信者情報開示を受ける「正当な理由」はない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（権利侵害の明白性）について

(1) 名誉とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な社会的評価であり、この社会的評価を低下させる行為が名誉権侵害として損害賠償請求の対象となる（最高裁判所昭和61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁、最高裁判所平成9年5月27日第三小法廷判決・民集51巻5号2024頁参照）。社会的評価を低下させるものかどうかは、一般読者の普通の注意と読み方を基準として判断する（最高裁判所昭和31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。

そこでまず、本件各投稿がなされたことによって、原告の社会的評価が低下したといえるかを検討する。

(2) 甲第1号証の1及び弁論の全趣旨によれば、次のように言うことができる。

本件サイトは、幼稚園や保育園のうわさや評判が掲載されるサイトであり、本件各投稿は本件サイトの中の「a幼稚園の評判・口コミ」のスレッド（以下「本件スレッド」という。）に投稿されたものである。本件スレッドには「a幼稚園（埼玉県）に通っているママ・パパから聞いた口コミ・評判（一生懸命・園の規模が小さいなど）をご紹介します。a幼稚園の雰囲気を知りたい方は参考にしてみましよう。」と記載され、「コメント一覧」において、発信者（匿名と記載されることもある。）、投稿年月日時、本文が掲載されている。

本件各投稿は同じ文章であり、その全文は別紙投稿記事目録の「掲載された情報」欄記載のとおりであって、要旨、理事長が変わってからいい話は聞かないこと、英語の授業は魅力的であるが、英語の先生は外部者なので、a幼稚園の様子を見極めるには不適當であること、経済的な点を気にしない家庭で、教職員が不足して保育が行き届かなくて（本件記載1）インフルエンザにり患しても発表会に来いと言われて（本件記載2）行ける強靱なハートを持つ家庭なら、通園させてもいいと思うこと、発信者は理事長が変わったので他園に行かせたこと、が記載されている。

(3) 前記(2)の事実によれば、本件サイトは、幼稚園や保育園に子供を通園させている保護者等が当該園の雰囲気などの印象や感想を書き込み、当該園へ子供を通園させるかどうか考えている保護者等がその書き込みを閲覧して参考にすることが予定されているといえる。そうすると、本件サイトの一般の閲覧者は、当該園に子供を通わせている保護者等が自己の個人的な印象や感想を書き込んでいることを前提に、本件サイトを閲覧するといえることができる。

そのような本件サイトの一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方を基準とすれば、本件各

投稿は、a 幼稚園について、理事長が変わってから雰囲気が変わり、教職員が不足して保育が行き届かなくなり、子供がインフルエンザにり患しても発表会に来るように言われるようなところになったとの印象あるいは感想を持っている元保護者がいる、と読まれるものといえる。そして、そのような主観的な印象あるいは感想としての「教職員が不足して保育が行き届かなくなり、子供がインフルエンザにり患しても発表会に来るようにと言われるようなところ」との記載（本件記載1及び2）は、原告の経営するa 幼稚園に対する批判的なコメントということではできるものの、原告の社会的評価を低下させる記載ということではできない。

2 よって、その余の点を検討するまでもなく、原告の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第32部

(裁判官 大濱寿美)

別紙

発信者情報目録

別紙投稿記事目録記載の各IPアドレスを、同目録記載の各接続日時に使用し、同目録記載の接続先IPアドレスに接続した契約者に関する情報であって、次に掲げるもの

- 1 氏名または名称
- 2 住所
- 3 電話番号
- 4 電子メールアドレス

〈以下省略〉
